

## 知的財産による競争力強化・国際標準化専門調査会(第3回)における主な意見

### 1. 企業の海外での事業活動を支えるグローバル知財システムの構築

#### (1) 海外における知財権取得支援

- 日本が世界の知財制度をリードしていくため、日本の中で世界の知財制度を研究し、世界の新たな知的財産制度を模索していく様な体制整備、活動について盛り込めないか。あるいは、日本の発言力を高め、WIPOや生物多様性条約、世界保健機構など議論でパテントが出てくる国際機関において日本から発言していくような体制をとってほしい。

#### (2) 海外における知財活動支援

- JETRO・大使館において弁理士が活用されるような支援体制の構築を検討して欲しい。

#### (3) 知財活動の円滑化に向けた通商関連協定の活用

- 新興国は間違いなくライセンス規制を強化しており、日本企業がライセンスポリシーを明確にもつことについての普及啓発が必要。
- FTAやEPAに関しては言及があるがTPPの記載がない。TPPで日本として何を取って行くのかということをしっかり主張するべきではないか。あるいは、知的財産分野の経済効果について見積もるなどの準備が必要ではないか。

### 2. 国際的な知財の制度間競争を勝ち抜くための基盤整備

#### (1) 職務発明制度の在り方

- 企業の事業リスクを解消するためには、法人帰属が望ましい。発明の奨励やインセンティブについては、企業の戦略に委ねるべき。
- 発明の帰属については、一義的に法人帰属とはせず、使用者と従業者の契約に任せるのがよい。一義的に法人帰属としてしまうと、海外からエンジニアを採用し難くなる。海外の知を集積するための魅力的な知財制度という観点で検討するべき。また、現状から一気に法人帰属に制度改正するのはハードルが高い。
- 帰属だけでなく、対価請求権の有無や取扱いが重要。海外の知財関係者は、日本では研究者の報酬を裁判所が決めるように受け止めている人もいる。
- 職務発明の改正は、特許法、労働法を見据えた法体系全体を見た大掛かりな作業。ふさわしい体制を組んで基礎研究するべき。一度原点に立ち返って詰めてみれば、時間もかからないし、そこをやらなければ前に進まない。
- 職務発明は制度的な決めの問題で、あまり時間をかけずにやった方がよい。基礎からの研究は非常に長い時間がかかる。

## (2) 審査基盤の整備

- 海外展開をサポートするためにも、知財制度を魅力的にするためにも、特許庁の審査体制の強化は必要。
- 特許庁の審査に関して、審査の迅速性の重視から丁寧な審査を行う等ユーザー重視への転換のための法制度、運用の見直し（補正の制限やRCE導入）を行うべき。
- 実用新案・意匠・商標制度は日本において積極的に活用されているような状況ではなく、世界制度調和等の観点から、これらの制度を抜本的に見直すべき。
- 審査請求制度が発展途上国にも適しているのか否か、さらに商標法、意匠法についても発展途上国に適しているのかについて検討した方が良いのではないか。

## (3) 営業秘密保護の強化

- 企業側の立証負担軽減と官民フォーラムの準備が盛り込まれており、有意義。
- 営業秘密の立証問題については、訴訟におけるディスカバリ制度も参考にして検討するべき。

## (4) 紛争処理機能の強化

- 権利の有効性を推定する規定を盛り込むことを検討するべきではないか。
- 知財訴訟結果の発信力強化について、具体的にどのように実施するのかを記載するべきではないか。
- 権利行使については、裁判所のパフォーマンスを上げるには制度をどうすべきかを考えることが重要。

## (5) 産学官連携機能の強化

- 大学と中小・ベンチャー企業との連携を強化するという視点の問題提起があったが、それに相当する施策が今の資料にはない。例えば、大学と企業の共願特許についてNEDOプロジェクトに見られるような、スピノフに繋げるような施策など、大学の特許が中小・ベンチャー企業に供給されるようにすべきではないか。
- 産学官連携の評価指標については、大学・TLOが自主的にPDCAを回していくとしているが、評価指標を政府がどう活用するのか打ち出すべきではないか。

## (6) パテントボックス

- 我が国の産業競争力の強化のため、欧州等で既に導入されているパテントボックス税制の導入を検討するべき。

## 3. グローバル知財人財の育成・確保

### (1) 世界で戦えるグローバル知財人財の育成

- 人財育成の施策として、経産省の施策しか記載されていない。大学院の活用について記載するべきではないか。
- 海外展開の際、例えば現地の税制を踏まえ、適切なかたちで知財のライセンスや移転を考えていく

ことが出来るような、経済価値の評価や税務面での知識を持つ知財マネジメント人材の育成が重要。

- 大学の中でグローバルにビジネス展開し、知財の取得など、グローバルな知財マネジメント戦略が立てられる人材の育成が必要。海外への留学生が減っている問題もある。
- 弁理士試験の合格者について、量から質へと抜本の見直しを検討してほしい。
- 弁理士試験は適正に行われており、現在の弁理士の質に問題はない。

#### **4. 中小・ベンチャー企業に対するきめ細かな知財活動支援**

##### **(1) 中小・ベンチャー企業のグローバル展開支援体制の整備**

- 中小企業がコモンローの国に進出していく場合などを想定し、ディスカバリ制度に対抗するため、日本の弁理士・弁理士が書いた文書が開示免除されるよう秘匿特権を法律に位置づけてほしい。

##### **(2) 中小・ベンチャー企業に対する料金減免サービス拡充**

- 中小企業支援について、実用新案、意匠、商標といった小ぶりの制度も含めたバランスが大事。中小企業が取得しやすい権利というものを考えていただきたい。
- 中小・ベンチャー支援に関して、米国のようにより使いやすく、簡易な手続きでの料金減免措置の導入を検討すべきではないか。

##### **(3) 知財マーケットの活性化（未利用特許などの効果的活用）**

- 知的財産の「流通」や「金融」に関連する施策についてももう少し具体的に盛り込むべき。特に、金融機関との連携について具体的にすべきことが不明確。相談機能だけでなく、金融機関が融資の際に財務諸表や経営者の考え方に加えて知財の価値評価を参考にするような仕組みが出来ないか。

#### **4. 全体、その他**

- グローバル化を進めながらも空洞化を回避していくという姿勢で政策を構築していくべき。
- 国際化をすると空洞化するという議論があるが、逆に、国際化をしないと空洞化が進むという認識で政策立案を進めてほしい。
- 全体論として、権利を侵害されたらしっかりと訴えてもとを取るというような、ある種欧米的な考え方が重要ではないか。
- 「グローバル」、「国際」の概念整理が必要。人材育成について言えば、国際知財人材は日本人をどうやって国際的に通用する人材に育てるかという視点であり、「グローバル知財人材」は日本を含めた海外の人材を調達・育成するかという視点に立ったものである。